

仁井田浄水場等整備事業

事業者選定基準

令和4年1月

秋田市上下水道局

目 次

第 1 事業者選定基準の位置付け	1
第 2 事業者の選定方法	1
第 3 審査と選定の流れ	1
1 参加資格審査	1
2 提案書類審査	1
第 4 事業者選定の手順	2
1 事業者選定のフロー	2
2 各審査の内容	3
(1) 参加資格審査	3
(2) 第 1 次技術提案書の確認	3
(3) 技術対話	3
(4) 提案書類審査	4
(5) 最優秀提案者の選定	5
(6) 優先交渉権者の決定	5
第 5 総合評価点の内容	5
1 配点方針	5
2 技術評価審査の審査項目および配点	5
3 技術提案内容の審査項目の得点化方法と技術評価点	7
4 最低技術評価点	7
5 提案価格の得点化方法と価格評価点	7
6 総合評価点	8

別表 技術評価審査の配点および評価内容

第1 事業者選定基準の位置付け

事業者選定基準は、秋田市上下水道局（以下「局」という。）が、設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）により発注する「仁井田浄水場等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定方法および評価基準を示すものである。

第2 事業者の選定方法

本事業は、民間企業の技術力・ノウハウ等を総合的に評価して選定する必要があることから、事業者選定については、提案価格および技術提案に係る非価格要素を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により実施する。

最優秀提案者の選定のための審査は、公平性および透明性を確保しながら、客観的な評価等を行うために設置する仁井田浄水場等整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

第3 審査と選定の流れ

審査は、「参加資格審査」と「提案書類審査」の2段階に分けて実施する。

なお、応募者が1グループであった場合でも、事業者選定基準に基づき審査を行う。

1 参加資格審査

参加資格審査では、応募者の参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

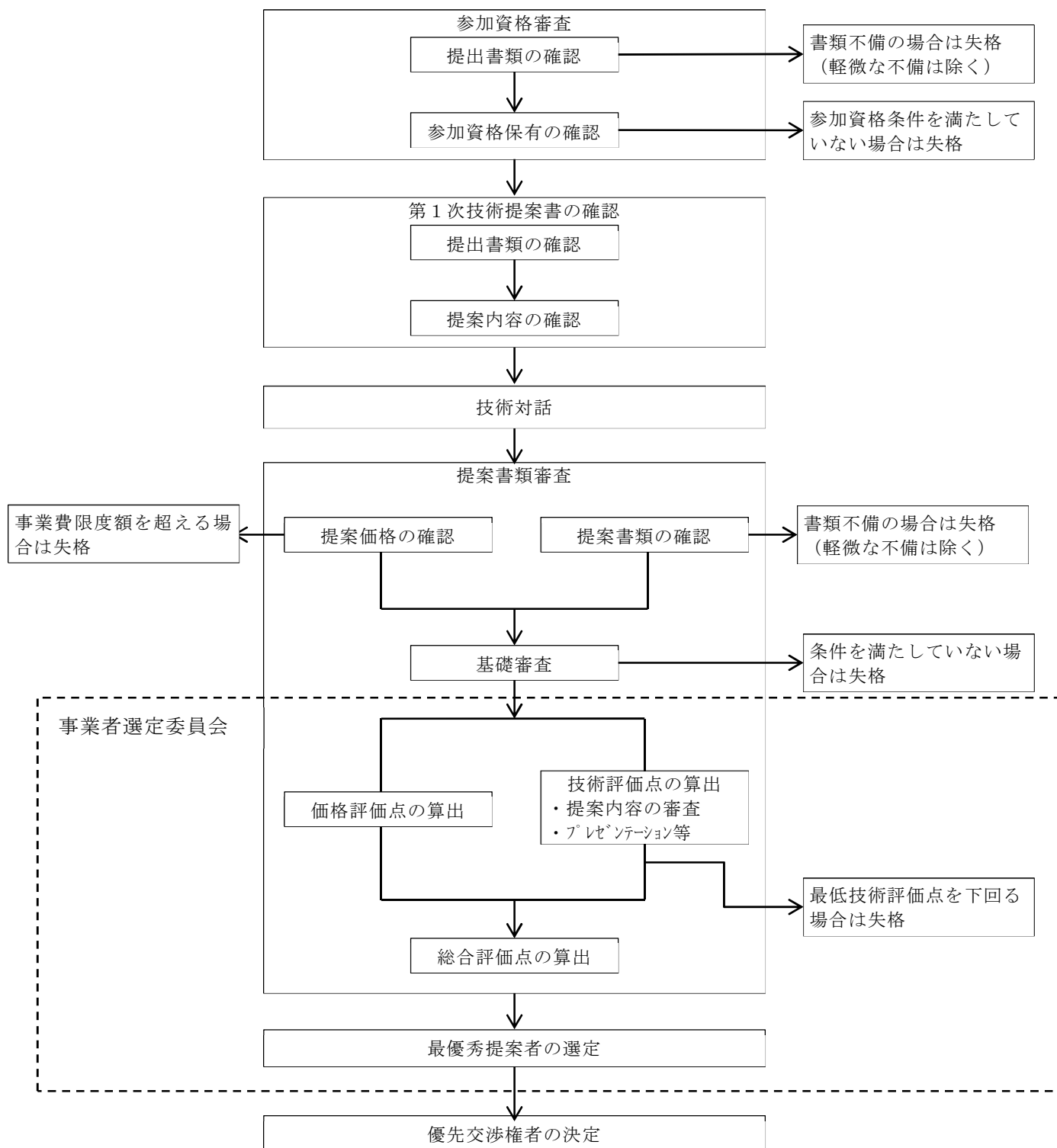
2 提案書類審査

提案書類審査では、提案価格および提案書類を確認した後、基礎審査および評価点審査を行う。基礎審査において応募者の提案内容が要求水準を満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

第4 事業者選定の手順

1 事業者選定のフロー

本事業における事業者の選定は、次の手順で実施する。



※軽微な不備：誤字、脱字、提案内容に影響のない修正

2 各審査の内容

(1) 参加資格審査

ア 資格確認申請時における提出書類の確認

局は、応募者から提出されたプロポーザル参加資格確認申請書およびその他の添付書類について、募集要項等により求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。不備の場合は失格とする。ただし、軽微な不備の場合は、この限りではない。

イ 参加資格保有の確認

局は、応募者が募集要項で規定する本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。参加資格を確認できない場合は失格とする。

なお、参加資格確認基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。確認事項および確認内容は、以下のとおりとする。

確認事項	確認内容
応募者の構成等	募集要項「第3 3 (1)応募者の構成等」の各項目
応募者の参加資格要件	募集要項「第3 3 (2)応募者の参加資格要件」の各項目

(2) 第1次技術提案書の確認

ア 提出書類の確認

局は、参加資格要件を満たすことを認められた応募者の第1次技術提案書について、提案書類が全て揃っていることを確認する。

イ 提案内容の確認

局は、第1次技術提案書の内容について確認を行う。

(3) 技術対話

本事業に関する局の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、局の意図する技術提案を得ることを目的として、第1次技術提案書を基に、局と応募者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、第1次技術提案書の概要、特徴について説明を求めるとともに、不明点等について質疑応答を行う。

(4) 提案書類審査

ア 提案書類の確認

局は、応募者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認する。不備の場合は失格とする。

ただし、軽微な不備の場合は、この限りではない。また、内容に不明な点や疑義がある場合は、追加資料を要求する場合がある。

イ 提案価格の確認

局は、応募者が提出する提案価格書に記載された提案価格が、業務に要する費用（以下、事業費限度額という）の範囲内であることを確認する。事業費限度額を超えている場合は失格とする。

ウ 基礎審査

局は、提案価格が事業費限度額の範囲内にある応募者を対象として、以下を確認する。これらの条件を満たしていない場合は失格とする。

(ア) 要求水準達成の確認

提案内容が要求水準書に定められた要求水準を満たしていること。

(イ) 提案価格の算出根拠の確認

提案価格の算出根拠が明示され、各提案書類と整合が図れていること。

エ 価格評価および技術評価の審査

選定委員会は、提案価格書に記載された提案価格および提案書に記載された提案内容について、総合的に審査を行う。

提案書に記載された内容については、「第5 3 技術提案内容の審査項目の得点化方法と技術評価点」に従い得点化し、提案価格については、「第5 5 提案価格の得点化方法と価格評価点」に従い得点化を行う。

オ 総合評価点の算出

選定委員会は、提案内容と提案価格をそれぞれ得点化したものを加えた総合評価点を算出する。

(5) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案を提出したものが2者以上ある場合は、技術評価点が最も高かったものを最優秀提案者として選定する。

さらに、技術評価点が同点の場合は、当該者によるくじ引きにより選定する。

(6) 優先交渉権者の決定

局は、選定委員会の選定結果に基づき優先交渉権者を決定する。

交渉の結果、その他の理由等により、優先交渉権者と事業契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点交渉権者（優先交渉権者の次点となる応募者）と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。なお、次点交渉権者以降の交渉順は、選定結果の上位順に行うものとする。

第5 総合評価点の内容

1 配点方針

技術評価点と価格評価点の配点割合は、7：3とする。

総合評価点は1,000点とし、技術評価点を700点、価格評価点を300点とする。

2 技術評価審査の審査項目および配点

技術評価点の算出について、技術評価審査の審査項目および配点は、表5-1のとおりとする。また、技術評価審査の配点および評価内容については別表に示す。

表 5-1 技術評価審査の審査項目および配点

技術評価審査項目			配点 (点)
大項目	小項目		
I 事業計画に関する事項			
1 実施方針	(1) 事業実施の基本方針	30	100
2 事業計画	(1) 役割分担の適切性	20	
	(2) 事業全体の管理・リスクへの対応	20	
3 各業務の実施体制と業務担当者の実績	(1) 実施体制・実績	10	
4 工程計画		20	
II 更新整備に関する事項(共通事項)			
1 調査計画		10	110
2 工程管理		10	
3 工事管理		15	
4 試運転および引渡し等計画		20	
5 環境配慮	(1) 環境に配慮した更新整備計画	10	
	(2) 環境に配慮した施工計画	10	
6 災害および事故対応		10	
7 維持管理計画		25	
III 更新整備に関する事項(新仁井田浄水場)			
1 施設計画	(1) 施設計画・配置計画	30	300
2 取水施設・浄水施設	(1) 取水施設・浄水施設整備計画(着水井、混和池、ブロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、薬品注入設備等)	60	
3 排水処理施設	(1) 排水処理施設整備計画(排水池、排泥池、濃縮槽等)	25	
4 土木・建築施設	(1) 土木・建築施設整備計画(建築機械設備、建築電気設備含む)	60	
5 機械設備	(1) 機械設備整備計画	50	
6 電気設備	(1) 受変電設備および非常用自家発電設備整備計画	20	
	(2) 監視制御設備整備計画	20	
	(3) 電気設備整備計画	20	
7 見学者対応		15	
IV 更新整備に関する事項(豊岩浄水場、取水場)			
1 施設配置計画		10	90
2 浄水施設	(1) 浄水施設の改造計画(クリプト対策)	20	
	(2) 粉末活性炭処理計画		
3 土木・建築施設	(1) 土木・建築施設整備計画	15	
4 機械設備	(1) 機械設備整備計画	15	
5 電気設備	(1) 受変電設備および非常用自家発電設備整備計画	12	
	(2) 監視制御設備整備計画	10	
	(3) 電気設備整備計画	8	
V 地域貢献に関する事項			
1 地域経済への貢献		90	100
2 地域社会への貢献		10	
合 計			700

3 技術提案内容の審査項目の得点化方法と技術評価点

技術提案内容の審査においては、別表に基づき審査を行い、表 5-2「技術提案内容の審査項目の得点化方法」に示す 5 段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 5-2 技術提案内容の審査項目の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	優れている点が認められない	配点×0.00

技術評価点は、前表に示す得点化方法により算出した点数を合計する。点数は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位まで求める。

なお、表 5-1「I 事業計画に関する事項 3 各業務の実施体制と業務担当者の実績」、「V 地域貢献に関する事項 1 地域経済への貢献」の一部に関しては、定量的に評価する。

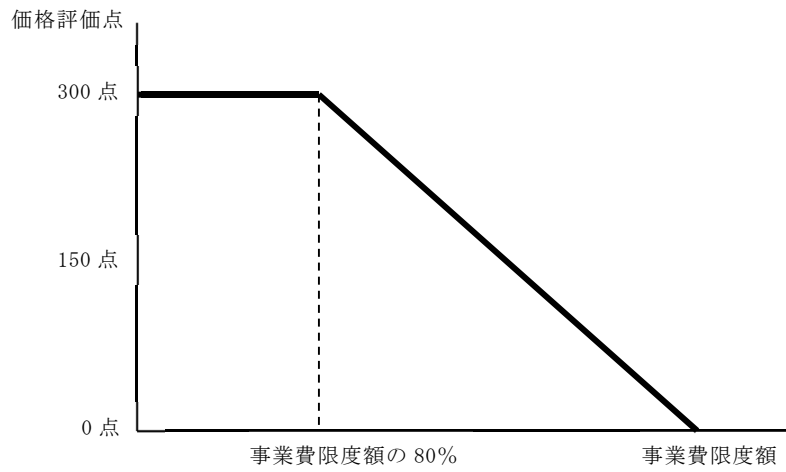
4 最低技術評価点

技術評価点の最低点は、175 点（700 点×0.25）とし、175 点未満は失格とする。

5 提案価格の得点化方法と価格評価点

価格評価点は 300 点満点とし、以下の方法で得点を算定する。

提案価格の評価は、事業費限度額の 80%に相当する提案を 300 点、事業費限度額と同額の提案を 0 点として、それらの中間の提案価格については直線補間により評価する。また、事業費限度額の 80%を下回る提案があった場合においても価格評価点は 300 点を上限とする。なお、価格評価点は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位まで求める。



【計算例】

事業費限度額 = 100 億円

グループ	提案価格	価格評価点
Aグループ	100 億円	0 点
Bグループ	90 億円	150 点
Cグループ	80 億円	300 点

6 総合評価点

総合評価点は、技術評価点と価格評価点の合計で算定する。